

役員報酬並びに評議員報酬等に関する規定

第1条 この規定は役員報酬並びに評議員報酬に関して、また、役員が理事会、評議員が評議員会及び監事が監査会に出席するための旅費支給に関して定めるものとする。

第2条 役員報酬並びに評議員報酬は無報酬とする。

第3条 役員が理事会、評議員が評議員会及び監事が監査会に出席した場合は、旅費として1回につき3千円を支給する。

附 則

1. この規定は平成19年4月1日から施行する。